

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年10月23日（月）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁16階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
正岡企画調査官、松田室長補佐、森審査班長、椎名係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当4名（Web会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（建屋滞留水一時貯留タンク設備の設置）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下のコメントを伝えた。

- プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の経年劣化等により滞留水が建屋外に漏えいする可能性について根拠を含め具体的に示すこと。
- 滞留水一時貯留設備の設置に関して、プロセス主建屋内としたこと、また当該建屋の4階としたことについて、東京電力として検討した他の候補場所と比較し、当該場所を選定した考え方・理由を具体的に示すこと。
- 滞留水に含まれるスラッジの性質、量及び放射能等について、できる限りの評価を実施し、その結果を示すこと。また、スラッジが下流側に流れることが否定できない場合は、下流側機器（セシウム吸着塔など）への影響を検討すること。
- 滞留水一時貯留設備の設置によるリスク低減効果について、次回の技術会合で議論できるよう、上記コメントの反映を含め、資料を充実させること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：

- 滞留水一時貯留設備の設置について

以上